

シカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年6月7日付第202100058630号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、シカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、シカ防護柵点検管理の低コスト化を実証するモデル的な取組を支援し、シカ被害地域における皆伐再造林推進の一助とすることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
2 本補助金の額は、別表の第3欄の範囲内で同表の第6欄に定める額以下とする。
3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業主体の遵守事項)

第4条 本事業により実証したシカ防護柵の点検管理低コスト化に係る検証等を行う予定があるため、本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を他の用途に転用等しないこと。
2 県から事業実施箇所について調査等を実施したい旨の申入れがあった場合は応じること。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第7欄に定めるもの以外の変更とする。
2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	別に定める採択要件等を満たすシカ防護柵の点検管理に係る経費の低コスト化手法の実践・検証						
2 事業主体	森林組合、林業事業者、森林所有者等						
3 補助対象経費	<p>事業主体が行うシカ防護柵の点検管理に要する次の経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃金</td> <td>日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする</td> </tr> <tr> <td>資機材・消耗品購入費等</td> <td>事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な資機材の購入費、賃借料等及び消耗品購入費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	賃金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする	資機材・消耗品購入費等	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な資機材の購入費、賃借料等及び消耗品購入費
区分	内容						
賃金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする						
資機材・消耗品購入費等	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な資機材の購入費、賃借料等及び消耗品購入費						
4 採択要件等	<p>(1) 鳥取県造林事業及び早生樹モデル林造成事業で整備したシカ防護柵であること</p> <p>(2) シカ防護柵の点検管理の低コスト化につながる取組であること</p> <p>(3) 0.10ha以上の(1)の施行地で実施するもの</p>						
5 補助率	定額						
6 補助金の上限額	点検管理100mにつき1千円を乗じて得た額						
7 重要な変更	補助金額の増						

様式第1号（第5条、第8条関係）

シカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施箇所、シカ防護柵の点検管理に係る事業量及び事業費の内訳別紙のとおり

3 実証モデル事業に期待される効果及び利点

4 事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 添付資料

- (1) 位置図
- (2) 施業図
- (3) 施行状況写真（報告書提出時のみ）
- (4) 実施事業量の算出根拠（作業日報、資機材等の購入伝票等、報告書提出時のみ）
- (5) 実行経費の算出根拠（報告書提出時のみ）

※添付資料について

(1) 位置図

縮尺5万分の1程度の地形図及び管内図等に施行地の位置を示した位置図

(2) 施業図

縮尺5千分の1程度の地形図等に点検管理を実施したシカ防護柵の位置を示した平面図

(3) 施行状況写真

点検等実施状況の写真を施行地毎に1枚以上撮影。補修については補修前後の写真。（同様の補修が多数ある場合は、代表的なもので可とする。）

(4) 実施事業量の算出根拠

事業対象の防護柵延長を算出した際の根拠となる図面、測量データ等

様式第2号（第5条、第8条関係）

シカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業収支予算（決算）書

1 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算（決算）額	備 考
県補助金	円	
自己資金	円	
合 計	円	

(2) 支出の部

区 分	予算（決算）額	備 考
事業費	円	
合 計	円	

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無	備 考

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を備考欄に記載すること。

様

鳥取県知事 平井 伸治

（元号）年度シカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったシカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「シカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、シカ防護柵点検管理低コスト化実証モデル事業費補助金交付要綱（令和3年 月 日（施行日）付第202100058630号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- （1）本事業により実践したシカ防護手法の検証等を行う必要があるため、本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を他の用途に転用等しないこと。
- （2）事業主体は、県から本事業の施行地について調査等を実施したい旨の申し入れがあった場合は応じること。

(様式第1号 別紙)

事業実施箇所、シカ防護柵の点検管理に係る事業量及び出役人員等の内訳

事業実施箇所	造林地面積 (ha)	対象防護柵			補助金 (円)	点検等内容		備考
		種別	設置年度	延長 (m)		予定(実施)日	出役人員 (人・日)	
(記載例) 鳥取市東町一丁目220	3.00ha	ネット柵 金網柵	RO年度	5000 m	50,000	R3年5月上旬	6.0	
計								

※1 事業対象地毎に記載し、必要に応じて行を追加すること。

※2 事業実施箇所は、市町村、大字、字、地番を記載すること。複数地番に跨がる場合、代表者地番及び筆数を記載すること。

※3 面積は少数第2位まで(少数第3位を四捨五入)、事業量はシカ防護柵等の延長とし整数止めとする。なお、延長は造林事業の実績数字とする。

※4 点検等内容は補修を含めた人員数を記載する。